

議案第 18 号

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和 35 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.34」を「100分の8.4」に改める。

第4条中「100分の33.66」を「100分の22.4」に改める。

第5条中「23,000円」を「24,500円」に改める。

第6条中「100分の2.22」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「100分の8.6」を「100分の5.5」に改める。

第7条の2中「6,500円」を「6,800円」に改める。

第8条中「100分の2.3」を「100分の2.45」に改める。

第9条中「100分の7.36」を「100分の4.9」に改める。

第24条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「1

6, 100円」を「17, 150円」に改め、同号ウ中「4, 550円」を「4, 760円」に改め、同条第2号中「330, 000円」を「430, 000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430, 000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「11, 500円」を「12, 250円」に改め、同号ウ中「3, 250円」を「3, 400円」に改め、同条第3号中「330, 000円」を「430, 000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430, 000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「4, 600円」を「4, 900円」に改め、同号ウ中「1, 300円」を「1, 360円」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「1, 100, 000円」とあるのは「1, 250, 000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。